

田原市商工金融利子補給金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、田原市内の中小企業者又は新規創業者に対し、借入金利子の全部又は一部を補給することにより、資金調達の円滑化及び経営基盤の安定化を促進し、もって中小企業者の育成及び商工業の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する者をいう。
- (2) 新規創業者 田原市内において新たに事業を営もうとする個人又は法人をいう。
- (3) 国公資金等 日本政策金融公庫国民生活事業資金、小規模企業等振興資金並びに愛知県経済環境適応資金のうち中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第1号、第5号、第6号又は第7号の規定に基づく市長の認定を受けたセーフティネット資金、経営あんしん資金及び創業等支援資金をいう。

(利子補給対象者)

第3条 この要綱により利子補給金の交付を受けることができる者は、国公資金等の貸付けを受けた中小企業者又は新規創業者であつて、次の条件を備えたものでなければならない。

- (1) 田原市を經由して国公資金等の融資を受けた者又は田原市商工会若しくは渥美商工会のいずれかの推薦を受け、国公資金等の融資を受けた者であり、かつ、継続してその事業を営むことが確実と認められること。
- (2) 法人である場合には、田原市内に店舗、工場、事務所、営業所等を有する者であり、かつ、継続してその事業を営むことが確実と認められること。ただし、新規創業者を除く。
- (3) 個人である場合には、田原市の住民基本台帳に記録されている者であり、かつ、継続してその事業を営むことが確実と認められること。ただし、新規創業者を除く。
- (4) 新規創業者である場合には、融資の実行日前又は実行日後6か月以内に

開業し営業を継続していること(特別な事情があると認める場合を除く。)
(5) 市税を完納していること。

(利子補給の回数及び金額の限度)

第4条 利子補給金の交付は、貸付けを受けた国公資金等1つ(以下「対象資金」という。)につき1回とする。

2 利子補給金を受けることができる対象資金の限度額は、当該対象資金の貸付けを受けた日の属する年度において、3,000万円を上限とする。

(利子補給金の補給率)

第5条 利子補給金の補給率は、年1.5パーセントとする。ただし、当該対象資金の貸付利率が年1.5パーセントを下回るときは、その貸付利率を補給率とする。

2 対象資金について、2年以内の借換資金の補給率は、年1.0パーセントとする。

3 対象資金に対し他の利子補給を受ける場合においては、前項の貸付利率は、当該対象資金の貸付利率から当該他の利子補給による補給率を差し引いた率とする。

(利子補給金の交付申請)

第6条 利子補給金の交付を受けようとする者は、田原市商工金融利子補給金交付申請書(様式第1号)を、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、対象資金の貸付けを受けた年度内に行わなければならない。ただし、市長が特に必要であると認めるときは、当該対象資金の貸付けを受けた日から起算して1年間は、申請することができる。

(利子補給金の交付決定等)

第7条 市長は、前条第1項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は利子補給金の交付を決定し、田原市商工金融利子補給金交付決定通知書(様式第2号)により、適当でないとした場合は利子補給金の不交付を決定し、田原市商工金融利子補給金不交付決定(様式第3号)により、当該申請をした者に対し通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の可否を決定するときは、補助対象者から公簿等の閲覧に係る同意を得て、市税の納付状況等を確認するものとする。

(実績報告及び確定通知の省略)

第8条 利子補給金の金額は交付決定により確定されたものとみなし、実績報告及び確定通知は、省略することができる。

(利子補給金の交付)

第9条 第7条第1項の交付決定通知書を受けた者は、速やかに田原市商工金融利子補給金請求書(様式第4号)により請求するものとし、市長はその請求に基づき利子補給金を交付するものとする。

(交付申請等の代行)

第10条 市長は、利子補給金の交付を受けようとする者に代わり、交付の申請、請求等の行為を田原市商工会・渥美商工会に行わせることができるものとする。この場合において、第7条第1項の規定による通知及び前条の規定による利子補給金の交付は、商工会に対して行うものとする。

(利子補給金の振込み及び完了報告)

第11条 田原市商工会・渥美商工会は、前条後段の規定による利子補給金の交付を受けたときは、直ちに当該行為の代行を依頼した者の指定する口座に当該利子補給金を振り込むとともに、田原市商工金融利子補給金振込完了報告書(様式第5号)により、市長に報告しなければならない。

(利子補給金の交付の取消し及び返還)

第12条 市長は、利子補給金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利子補給金の交付決定を取り消し、当該利子補給金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 国公資金等の貸付けを受けた者が、その目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 国公資金等の貸付けを受けた者が、償還金を毎月の期日までに支払わなかったとき。
- (3) 貸付元から資金の貸付けの取消し又は返還を命じられたとき。
- (4) 貸付けを受けた資金の償還期間が1年に満たなくなったとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成13年10月11日）

この要綱は、平成13年10月11日から施行する。

附 則（平成14年 4月 1日）

この要綱は、平成14年4月1日から施行し、平成13年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

田原市商工金融利子補給金交付申請書

年 月 日

田原市長

殿

申請者

住所

氏名

田原市商工金融利子補給金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり利子補給金の交付を申請します。なお、公簿等の閲覧による市税の納付状況等の確認に同意します。

記

- | | | | |
|---|-------------|-------|---|
| 1 | 利子補給金交付申請額 | 金 | 円 |
| 2 | 貸付けを受けた金額 | 金 | 円 |
| 3 | 貸付決定年月日 | 年 月 日 | |
| 4 | 貸付実行年月日 | 年 月 日 | |
| 5 | 貸付実行通知書（写し） | | |

田原市商工金融利子補給金交付申請書

年 月 日

田原市長

殿

申請者

氏名

田原市商工金融利子補給金交付要綱第 6 条及び第 10 条の規定に基づき、下記のとおり利子補給金の交付を申請します。なお、公簿等の閲覧による市税の納付状況等の確認に同意します。

記

1 利子補給金交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 利子補給金交付申請内訳書（別表）
- (2) 利子補給金交付申請依頼書（写し）
- (3) 貸付決定通知書（写し）

田原市商工金融利子補給金交付決定通知書

第 一 号
年 月 日

様

田原市長

年 月 日付で交付申請のありました田原市商工金融利子補給金については、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

- 1 利子補給金交付決定額 金 円
- 2 利子補給金交付条件

次の各号のいずれかに該当するときは、利子補給金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 利子補給金の対象となる貸付けを受けた者が、その貸付け目的以外に使用したとき
- (2) 利子補給金の対象となる貸付けを受けた者が、償還金を毎月の期日までに支払わなかったとき
- (3) 愛知県信用保証協会から資金の取消し又は返還を命じられたとき
- (4) 償還期間が1年に満たないもの

田原市商工金融利子補給金交付決定通知書

第 一 号
年 月 日

様

田原市長

年 月 日付け 第 一 号で交付申請のありました田原市商工金融利子補給金については、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

- 1 利子補給金交付決定額 金 円
- 2 利子補給金交付条件

次の各号のいずれかに該当するときは、利子補給金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 利子補給金の対象となる貸付けを受けた者が、その貸付け目的以外に使用したとき
- (2) 利子補給金の対象となる貸付けを受けた者が、償還金を毎月の期日までに支払わなかったとき
- (3) 日本政策金融公庫又は愛知県信用保証協会から利子補給金の対象となる資金の取消し又は返還を命じられたとき
- (4) 償還期間が1年に満たないもの

- 3 利子補給金振込完了報告書の提出

利子補給金の交付を受けたときには、直ちに依頼者の個人口座へ振込、田原市商工金融利子補給金振込完了報告書により市長に報告しなければならない

第 一 号
年 月 日

様

田原市長

田原市商工金融利子補給金不交付決定について（通知）

年 月 日付けで交付申請のありました田原市商工金融利子補給金については、下記の理由により不交付としますので、通知します。

なお、再度申請する場合には、当該対象資金の貸付けを受けた日から起算して1年以内に納税証明書を添付し、提出してください。

記

理由

様式第3号（その2）〔商工会用〕

第 一 号
年 月 日

様

田原市長

田原市商工金融利子補給金不交付決定について（通知）

年 月 日付け 第 一 号で交付申請のありました田原市商工金融利子補給金については、下記の理由により不交付としますので、通知します。

なお、再度申請する場合には、当該対象資金の貸付けを受けた日から起算して1年以内に納税証明書を添付し、提出してください。

記

理由

対象者

様式第4号（その1）〔一般用〕

田原市商工金融利子補給金請求書

年 月 日

田原市長

殿

住所

氏名

㊟

年 月 日付け 第 一 号で交付決定のありました田原市商工金融利子補給金を、下記のとおり請求します。

記

1	補給金交付決定額	金	円
2	概算・前金受領済額	金	円
3	差引請求額	金	円

利子補給金の振込先 金融機関名
支店名
預金の種類
口座番号
口座名義人

様式第4号（その2）〔商工会用〕

田原市商工金融利子補給金請求書

年 月 日

田原市長 殿

氏名 ⑩

年 月 日付け 第 一 号で交付決定のありました田原市商工金融利子補給金を、下記のとおり請求します。

記

- | | | | |
|---|-----------|---|---|
| 1 | 補給金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 概算・前金受領済額 | 金 | 円 |
| 3 | 差引請求額 | 金 | 円 |

様式第 5 号

田原市商工金融利子補給金振込完了報告書

年 月 日

田原市長 殿

氏名

田原市商工金融利子補給金を、別紙のとおり個人口座へ振り込みましたから報告します。

記

金 円
ただし、 名分